

# 「看護職員中途採用状況等調査」結果とりまとめ

令和2年3月

大阪労働局

大阪労働局では、大阪府医療勤務環境改善支援センター<sup>※1</sup>（以下「勤改センター」という）と連携して、大阪府内の医療機関を対象に「看護職員中途採用状況等調査」を実施し、その結果を以下のとおり取りまとめた。

## 1 調査の背景

- ・ 「第七次看護職員需給見通しに関する検討会報告書」(H22.12.21)では、2025年における看護職員の不足数は全国で4.1万人～12.1万人と推計されていたが、令和元年11月15日に公表された「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会中間とりまとめ」では、2025年の看護職員の不足数を6.1万人～27.3万人と推計しており、不足数は大幅に増大している。

なお、中間とりまとめでは都道府県別の不足数も示されており、大阪府では3.5万人～4.6万人が不足すると推計されている。

- ・ 一方、「看護職員の現状と推移」(H26.12.1「第1回看護職員需給見通し

に関する検討会」資料) では、平成 22 年末現在で潜在看護職員は約 71 万人と推計されている。

## 2 調査の目的

- ・ 令和元年 11 月に、大阪府ナースセンター<sup>※2</sup> (以下「ナースセンター」という) 等と連携して実施した「潜在看護師<sup>※3</sup>に係る意識調査」(以下「意識調査」という) では、看護職として復職を希望している者は 85% と高いものの、夜勤ができない (42%)、現在の医療技術についていけない (30%) などの理由で復職が進んでいない状況がみられた。
- ・ 本調査は、意識調査で把握した潜在看護師が看護職へ復帰する上での阻害要因に対する医療機関の対応状況を把握することで、潜在看護師の復帰に向けての環境整備を図ることを目的とする。

## 3 調査項目

別添 1 「看護職員中途採用状況等調査」調査票のとおり (調査票は、医療機関へ郵送するとともに、大阪労働局の WEB 上にも設定する。)

## 4 調査手順

- (1) 本調査は、勤改センター、大阪労働局が連携して実施する。
- (2) 調査対象は大阪府下の 515 病院とする。

- (3) 送信された調査票は、勤改センター及び大阪労働局が共同でデータベース化して分析する。

## 5 大阪府内の病院の設置状況

### (1) 規模(病床数)別病院数

20～99	100～ 199	200～ 299	300～ 399	400～ 499	500 以上	合計
186	152	58	53	30	36	515

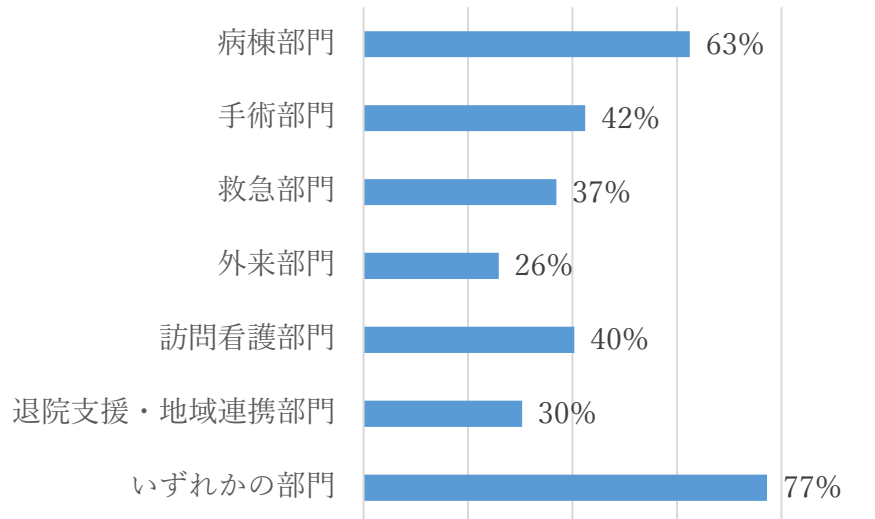
### (2) 二次医療圏※<sup>4</sup>別病院数

豊能	三島	北河内	中河内	南河内	堺市	泉州	大阪市	合計
47	38	61	36	39	43	74	177	515

## 6 調査結果

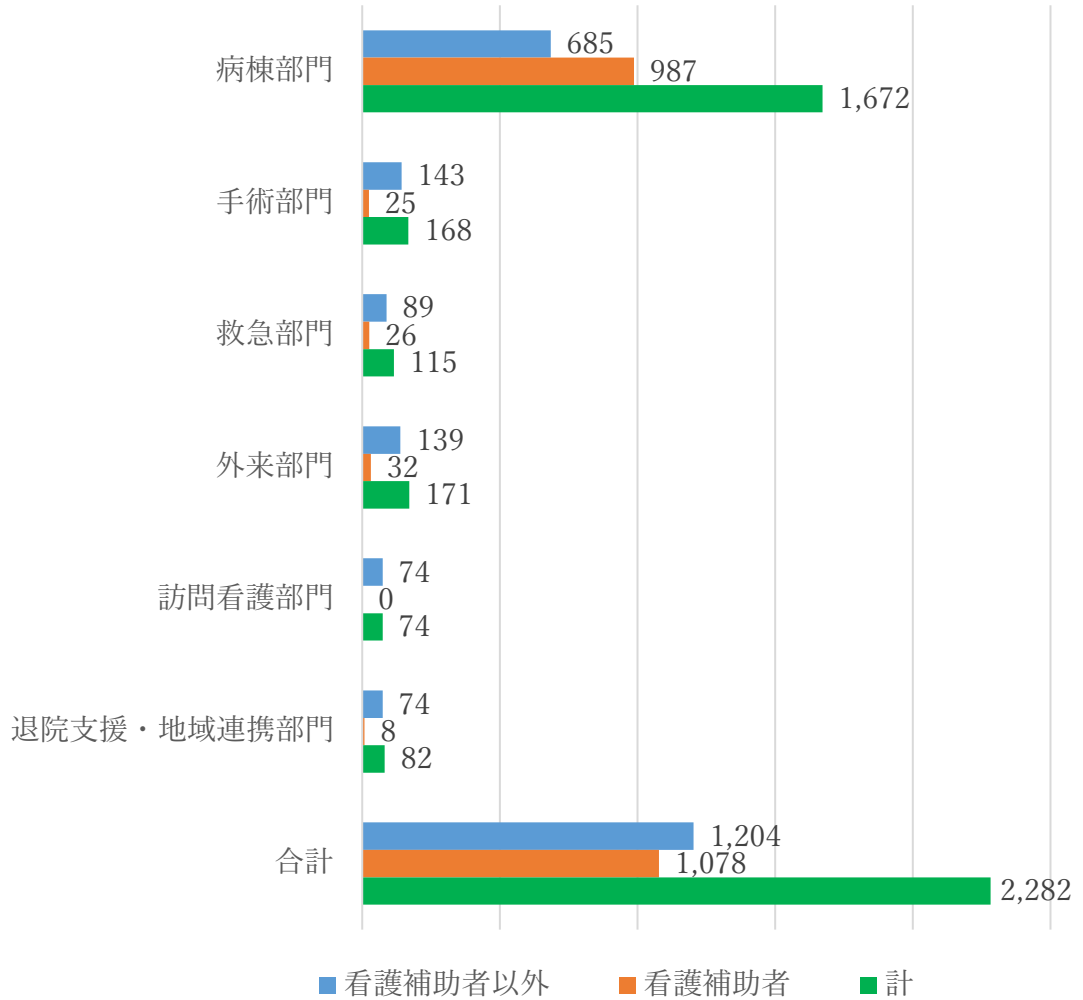
- (1) 回答があったのは 264 病院で、回収率 51.3%と半数強の病院から回答があった。
- (2) 77%の病院に看護職員の不足があり、部門ごとに看護職員の不足状況を見ると、「病棟部門」では 63%の病院に不足があって最も高く、最も低い「外来部門」でも 26%の病院で不足が生じている。

### 部門ごとの看護職員の不足がある病院の割合



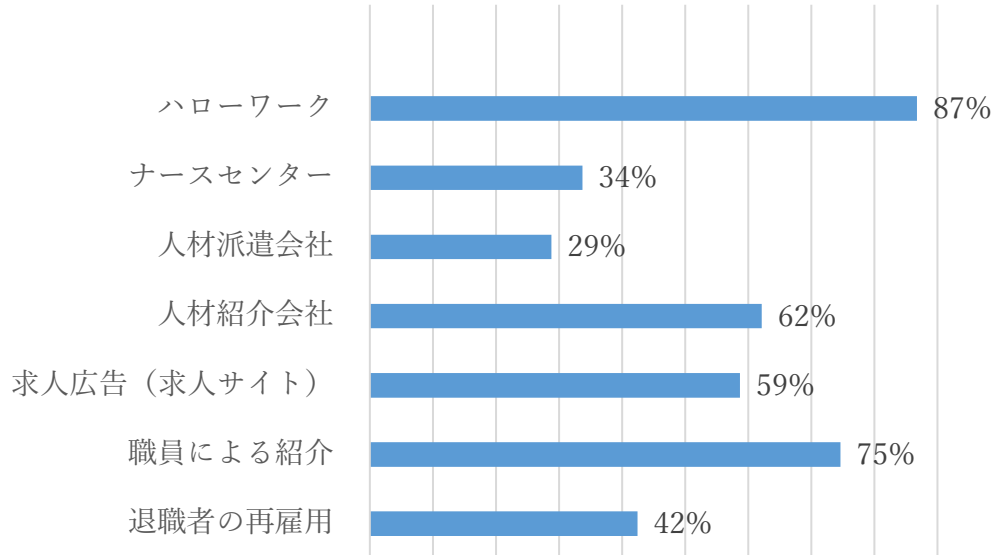
- (3) 回答のあった264病院のうち204病院(77.3%)で、合計2,282名(うち1,078名、47.2%は看護補助者)の看護職員が不足している。不足している看護職員の1,672名(73.3%)は病棟部門に集中している。

### 部門ごとの看護職員の不足数



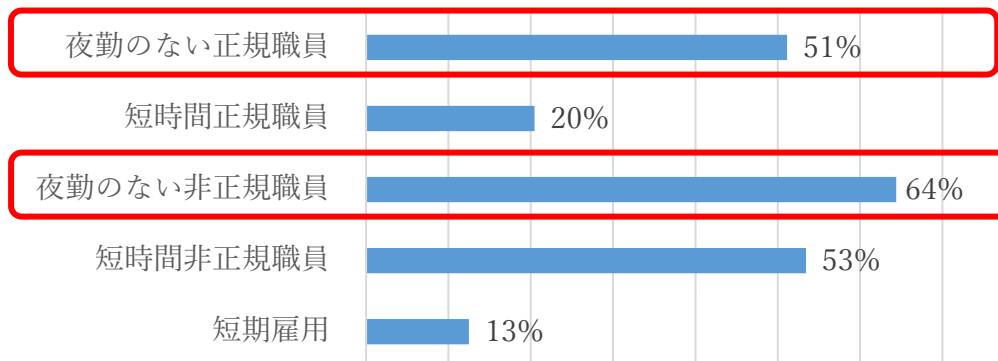
- (4) 看護職員を募集する方法として、ハローワークの利用が87%と最も高く、職員による紹介が75%、人材紹介会社が62%と続く。ナースセンターの利用は34%にとどまる。

## 看護職員募集方法



- (5) 夜勤のない勤務形態で看護職員を採用できるとした病院は、正規職員、非正規職員とも5割を超える。

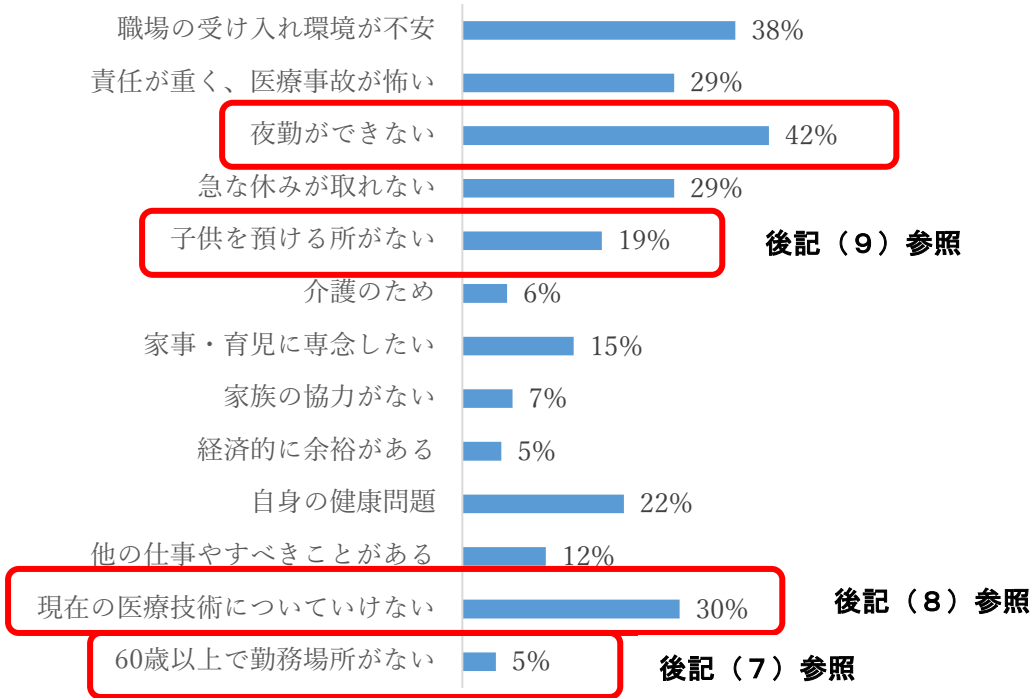
## 中途採用看護職員を採用できる勤務形態



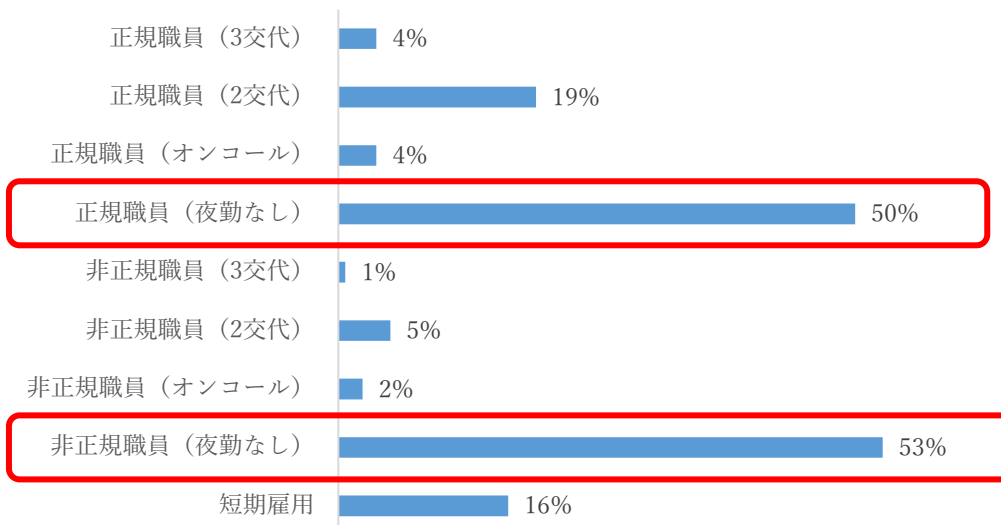
意識調査結果では、復帰できない理由として、夜勤ができないことをあげている者が42%と最も多く、また、勤務形態でも夜勤のない勤務を希望する者が5割以上となっている潜在看護師のニーズに

対応していると考えられる。

### 復帰できない理由（意識調査結果）



### 希望する勤務形態（意識調査結果）



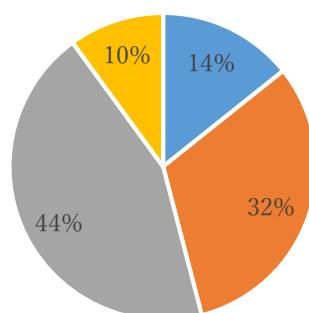
- (6) 短時間職員を採用できると回答したのは 163 病院で、1 日の最短の就労時間が 4 時間以下でも可としたのが 109 病院、4 時間を超え 6 時間以下としたのが 45 病院であった。

#### 短時間職員を採用できるときの最短勤務時間

	3時間以下	3時間超 4時間以下	4時間超 5時間以下	5時間超 6時間以下	6時間超	合計
病院数	30	79	20	25	9	163

意識調査結果では、1 日の就労時間が 4 時間以下を希望する潜在看護師が 14%、4 時間～6 時間が 32%となっている潜在看護師のニーズに対応していると考えられる。

#### 就労時間の希望（意識調査結果）



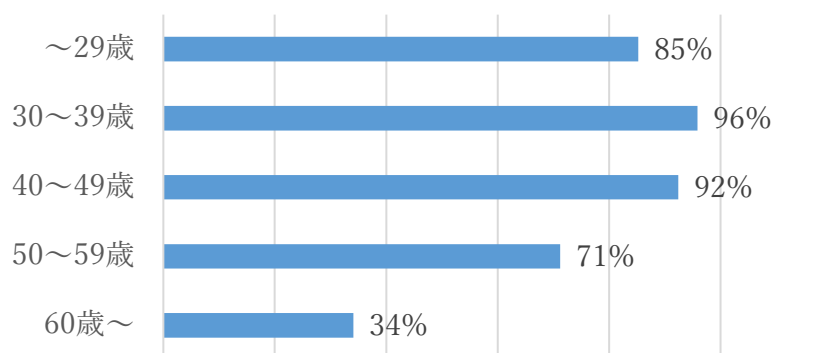
■ 1日4時間以内 ■ 1日4～6時間 ■ 1日6～8時間 ■ 1日8時間以上



(7) 過去5年間に採用された看護職員の採用時の年齢をみると、60歳以上の者を採用した病院は、他の年代を採用した病院の半分以下であった。

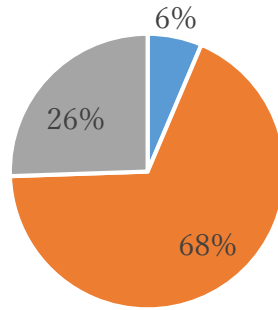
意識調査結果で復帰できない理由として、「60歳以上で勤務場所がない」を挙げている者が一定数いることの背景が窺える。

過去5年に採用した看護職員の採用時の年齢



(8) 復職前研修を実施している病院は6%にとどまり、希望があれば実施する病院を含めても32%と低調である。その一方で、研修期間2か月のリカレントスクールを開講している病院も認められる。

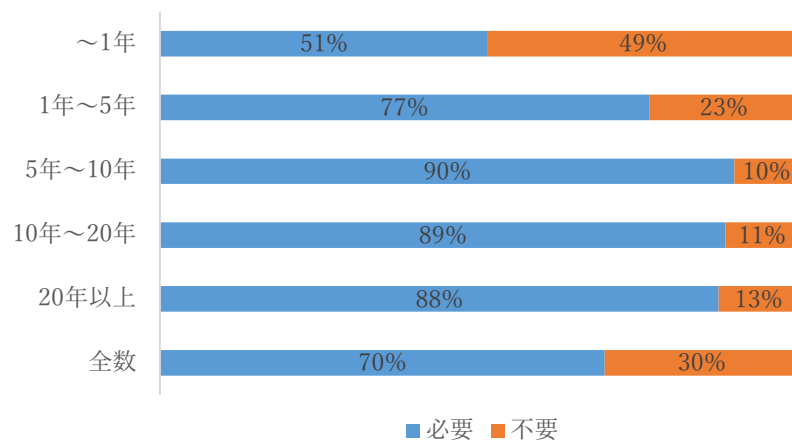
### 復職前研修の実施



- 実施している
- 実施していない
- 一律には実施していないが、対象者の希望等により実施する

意識調査結果では、復職前研修が必要とした回答者は70%を占め、特に、離職期間が5年以上の者の9割が必要としている状況を勘案すれば、より積極的な取り組みが求められる。

### 離職期間による復職前研修の要否の割合（意識調査結果）

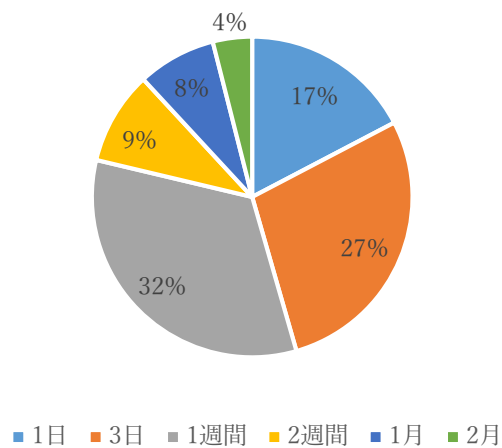


また、研修を実施している病院の8割近くが2日以内の研修となっているが、意識調査結果では、3日ないし1週間の研修を希望する者が6割を占めている状況を勘案すれば、カリキュラムの見直しが求められる。

復職前研修の日数・時間ごとの病院数

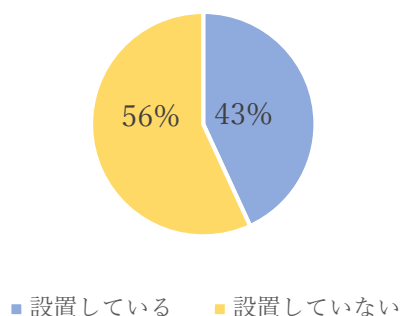
		1日当たりの研修時間								計
		1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	
研 修 日 数	1日	1	3	2	4	2	3	2	3	20
	2日			4	2		3	1	2	12
	3日	1	1		2			1		5
	4日～7日		1	1				1		3
	8日以上				2					2

希望する研修期間（意識調査結果）

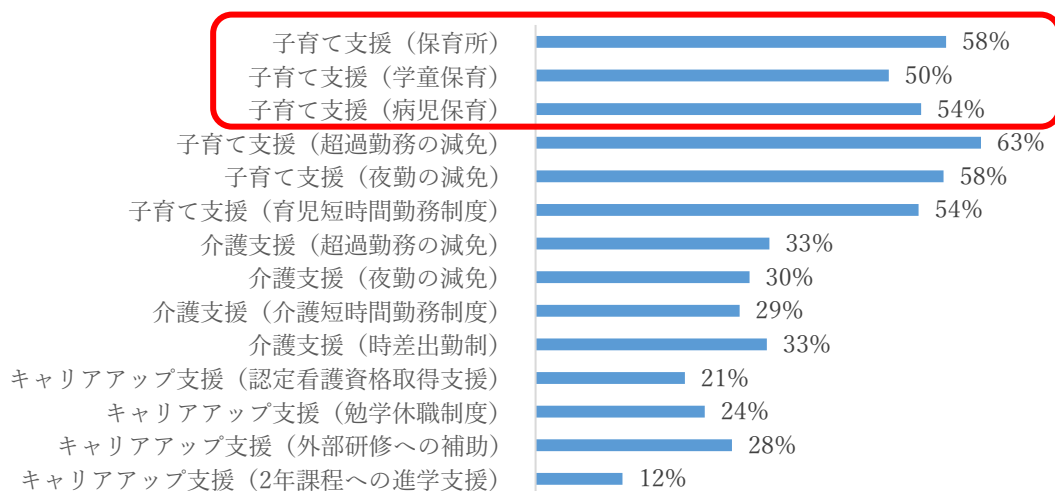


(9) 院内保育所を設置している病院は43%である。また、子育て支援対策として、キッズルーム(学童)の運営や子供の送迎のための勤務免除等、多様な取り組みを行っている病院も認められる。

意識調査結果で復帰できない理由として、「子供を預ける所がない」を挙げている者が19%、潜在看護師の現場復帰を進めるために必要な支援に保育関係の事項を挙げている者が50%以上いる潜在看護師のニーズに対応していると考えられる。



### 潜在看護師の現場復帰をすすめるために必要な支援制度（意識調査結果）



## ※1 大阪府医療勤務環境改善支援センター

医師、看護師等の医療従事者の離職防止や医療安全の確保等を図るため、改正医療法（平成26年10月1日施行）に基づき、医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組みとして勤務環境改善マネジメントシステムが創設されるとともに、各都道府県に医療勤務環境改善支援センターが設置された。大阪府では（一社）大阪府私立病院協会に委託して運営している。

## ※2 大阪府ナースセンター

平成4年に制定された「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、中央と各都道府県に設置された。中央ナースセンターは日本看護協会が厚生労働省から、大阪府ナースセンターは（公社）大阪府看護協会が大阪府から指定を受けて運営している。

業務の内容は、無料職業紹介（ナースバンク）事業、復職支援の相談および研修事業、離職時等の届出制度に関する支援事業、看護職を目指す方への進路相談等の調査等である。

### ※3 潜在看護師

看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師）の免許を持ちながら、その仕事に就いていない人をいう。

平成27年10月に改正「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が施行され、氏名や連絡先などの基本情報を都道府県ナースセンターに届け出ることが必要になった。

### ※4 二次医療圏

医療法第30条の4第2項第10号に規定された医療圏で、「地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院における入院に係る医療（前条に規定する特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること」（医療法施行規則第30条の29第1項）とされている。複数の市町村を一つの単位として認定される。

大阪府は、別紙3の8区域に区分されている。